

標 題 : 人事院勧告等を受け、地方公務員部会が
総務大臣申入れ (8/8) を実施

発信番号 : 自治労情報2024第0153号
発信日付 : 2024年8月9日
宛先 (団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者 (団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

公務労協地方公務員部会は、人事院勧告・報告後、各人事委員会が勧告作業に取りかかることを受け、8月8日に総務大臣に対して「2024年給与勧告等に関する申入れ」を行った。

【松本総務大臣への申入れの経過】

松本総務大臣への申入れは、8月8日に行われ、古矢地方公務員部会議長ほか委員長クラス交渉委員が出席した。

冒頭、古矢議長は、申入書 (別紙1) について、以下のように申し入れた。

(1) 人事院は、8月8日、国会及び内閣に対して2024年の官民較差に基づく国家公務員の給与等に関わる勧告を行った。月例給、一時金のいずれについても、引き上げ勧告となり、特に月例給では、若年層に重点を置きつつ、すべての職員の改定を行うとしたことは、課題は残るものの、職員の期待に応えたものと一定評価できる。しかし、あらゆる物価が高騰し、職員の生活に大きな影響を与えている中、働き方改革をはじめ、地方公務員をとりまく課題は山積している。職員が国民・住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定、積極的な賃金の引き上げ及び労働条件の改善が不可欠だ。

(2) 「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」については、当然地方公務員にも影響することから、地方公務員給与への対応措置について、地方公務員部会との十分な協議を強く求めておく。

(3) 今後、都道府県、政令市等の各人事委員会では、2024年の月例給および一時金に関する勧告にむけた作業が本格的に進められていくが、地方公務員の労働基本権制約の代償措置である人事委員会勧告制度が機能するよう、総務省として適切な対応をはかるとともに、労使間の十分な交渉・協議を通じた自主的な給与改定を尊重するよう要請する。

これに対して松本大臣は、「地方公務員の皆様には、日頃から、住民のために大変ご尽力いただいていること、行政サービスの根幹の対象が住民であり、人によるサービスが大切である中、これを効果的、効率的に行うためにDXなども皆様と相談しながら進めているところであるが、公務員の皆様の活動というのが最も大事であるということは認識しており、敬意を表したい。本年は、元旦の能登半島地震に加えて、東北地方でもつい先日、大きな災害が発生しており、それぞれの自治体での業務が大変な中で、応援にも行っていただいております。また、経済・社会が発展し、ニーズが多様化している中での対応にご尽力いただいていることに感謝を申し上げたい。いただいた内容につきましては、しっかり受け止めてまいりたい。人事院勧告におきましては、賃金水準の引き上げが必要である旨の主旨であったと理解している。これを受け、人事委員会勧告、労使間の話し合い等も踏まえてということになるかと思うが、総務省としても十分に賃金が引き上げられるような財政的なバックアップが何より重要であると考えている。また、ご説明にあったように、物価水準の高騰や働き方に求められるものが、大きく変わった環境に対応すべく、総務省としてできる限り努めてまいりたい。それぞれの要請事項については、しっかりと検討し、事務方から回答させていただきたい。改めて、今日のご要請を総務省として受け止めさせていただく」と述べた。

添付ファイル :
(別紙1) 地方公務員の給与改定等に関する申入れ.pdf